



三重県公報

平成9年10月28日(火)

第903号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 町の区域を設定する旨の届出.....(市町村課) 1
- 同件.....(同) 1
- 字の区域を変更する旨の届出.....(同) 2
- 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧.....(都市住宅計画課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可.....(下水道課) 2

公告

- 土地改良事業の認可.....(農地整備課) 3
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表.....(森林整備課) 3
- 同件.....(同) 4
- 三重県都市計画公聴会の開催.....(都市住宅計画課) 5
- 都市計画変更案の縦覧.....(同) 5
- 同件.....(同) 6
- 土地区画整理組合の理事が死亡した旨の届出.....(都市住宅整備課) 6
- 開発行為に関する工事の完了.....(建築開発課) 6

告示

三重県告示第1118号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、亀山市の区域内において、次のとおり町の区域を設定する旨、同市長から届出があった。

平成9年10月28日

三重県知事 北川 正 恭

亀山市アイリス町とする区域

亀山市椿世町字黒谷884、884の1、884の2、890、891の2、892の1、894の1、906の1、907の1、908、908の1から908の3まで、929、929の1、969、977、977の1、977の2、993の1、1015の2、1015の5及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字菅田1の1、1の3、1の4、2の3、3、3の1、3の2、4、5の1、31の2から31の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字塚越784、784の1、784の2、785の3、785の4、785の6、803の1、803の3から803の6まで、821の3、822の1、822の3、823の2、823の4、825の4、825の5、826の2、828の2、828の3、829の2、830の2、831、832の2、838の2、838の3、845、845の1、861の2、862の2、863の1、863の2、863の4、864の3、865の2、866の4、870の5、870の7、871の2、874の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、亀田町津船360の1

三重県告示第1119号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、亀山市の区域内において、次のとおり町の区域を設定する旨、同市長から届出があった。

平成9年10月28日

三重県知事 北川 正 恭

亀山市みずきが丘とする区域

亀山市太森町字菖蒲谷109の20、109の47、109の48、109の50から109の54まで、109の66から109の68まで、109

監 査 主 幹 森 井 昌 隆

の70、109の71、109の114、117の2から117の4まで、119の2、119の3、121の2、121の3、123、124の1から124の4まで、125の1から125の3まで、126、127の1、127の3、127の4、131の3、字岩山谷137、166の1から166の3まで、186の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字高頭187、190、長明寺町字太郎四635の1、678、字菖蒲谷746、750の2、751の2、752の2、764の2、765の2、766の2、767の2、769の2、770の2、775の11、775の12、775の14、776の2、777の2、778の2、779の2から779の4まで、780の2、781の2、字芋谷783の1、783の22から783の24まで、812、813、字笠松824の1、824の2、824の6、836の1、字岩山867、川合町字山田1165、字北中ノ山1197の1

三重県告示第1120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、亀山市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

平成 9 年 10 月 28 日

三重県知事 北 川 正 恭

亀山市太森町字中の山に編入する区域

亀山市太森町字菖蒲谷109の20に隣接する道路である国有地の全部

三重県告示第1121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 9 年 10 月 28 日

三重県知事 北 川 正 恭

1 都市計画の種類

名張都市計画道路

3・4・4号名張駅桔梗が丘線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

三重県土木部都市住宅計画課

三重県告示第1122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成 9 年 10 月 28 日

三重県知事 北 川 正 恭

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連四日市市第17号公共下水道

3 事業施行の期間

昭和52年6月7日から平成15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年三重県告示第370号、昭和57年三重県告示第646号、昭和60年三重県告示第121号、昭和61年三重県告示第471号、昭和63年三重県告示第228号、昭和63年三重県告示第526号、平成2年三重県告示第64号、平成3年三重県告示第398号、平成4年三重県告示第322号、平成7年三重県告示第16号及び平成8年三重県告示第65号の事業地に山城町字地京前及び大鐘町字銭谷を加える。

(2) 使用の部分

昭和52年三重県告示第370号、昭和57年三重県告示第646号、昭和60年三重県告示第121号、昭和61年三重県告示第471号、昭和63年三重県告示第228号、昭和63年三重県告示第526号、平成2年三重県告示第64号、平成3年三重県告示第398号、平成4年三重県告示第322号、平成7年三重県告示第16号及び平成8年三重県告示第65号の事業地に広永町字五反田から大鐘町字銭谷までの区間内、大鐘町字銭谷から札幌町字南札幌までの区間内、山城町字西大谷から八千代台三丁目までの区間内、札幌町字南札幌からあさけが丘二丁目までの区間内、蒔田一丁目から平津町字西川原までの区間内、平津町字西明田から字深谷までの区間内、平津町字畑屋から字堀越までの区間内、西富田町字五之起から大矢知町字雲天までの区間内、大矢知町字雲天から字大挾間までの区間内、大矢知町字上沢から字青木谷までの区間内、南富田町から大字茂福字四反田までの区間内、茂福町から大字羽津までの区間内、大字羽津から大字羽津字糠塚山までの区間内、大字羽津字八幡新田から大宮西町までの区間内、大字羽津字古新田から富士町までの区間内、大宮西町から別名二丁目までの区間内、羽津中一丁目から別名五丁目までの区間内、小杉新町から東坂部町字長坂までの区間内、大字西阿倉川字上野から大字東阿倉川字宮之内までの区間内、生桑町字大門から尾平町字辻垣内までの区間内、東坂部町字東浦から字四ッ谷までの区間内、川北町字墨縄から広永町字五反田までの区間内、広永町字堤外から山村町字尊尊寺谷までの区間内、広永町字一町縄から字蓮池までの区間内、富田三丁目から富田四丁目までの区間内、富士町から白須賀一丁目までの区間内、富士町から羽津中三丁目までの区間内、羽津町から大宮町までの区間内、大字羽津字古新田から大字東阿倉川字志称我野までの区間内及び三ツ谷東町から金場町までの区間内並びに山城町字源治山、字川原場、字炭焼及び字盤若堂、あさけが丘三丁目、札幌町字野畑、字二反丸、字鶯谷、字前之畑及び字西之谷、朝明町字持光寺山、八千代台一丁目及び二丁目、山村町字脇田、広永町字八ノ坪、山分町字川之下、字水門及び字山分、平津町字欠ノ上、字荒向、字荒八井、字福井、字観音寺、字西谷、字名谷及び字入ヶ谷、千代田町字里、萱生町字名谷、大矢知町字北古川、字大城、字小挾間、字西ノ貝戸、字尻江、字矢内谷、字十四、字御幸林、字大坪、字市野、字川原、字久留倍、字山畑及び字斎宮谷、川北二丁目及び三丁目、下の宮町字神宮地、字油田、字耳常田、字五反縄、字笠木、字東浦、字北神宮地、字位田及び字鉾田、大字茂福字四五六、字松無及び字伊賀留我、中村町字大坪、西富田町字笠木、西富田三丁目、大字羽津字班鳩、字御田、字前山、字大谷、字北岡山、字青木、字井詰、字飛谷、字南岡山及び字岡下、南いかるが町、別名三丁目、垂坂町字台、字新貝、字池の谷及び字郷川、南垂坂町、山之一色町字白見台、東坂部町字西ヶ谷、字東ヶ谷、字城、字桜垣内、字寺山、字上条、字殿ノ堀及び字東条、大字東ヶ谷、大字東阿倉川字宮の前及び字三之縄、西坂部町字八幡及び字桜並びに尾平町字沢、字土江橋、字上名、字川原垣内、字中村前、字上畑、字新高平、字水附及び字岩名を加え、生桑町字桑花から坂部が丘二丁目までの区間内並びに広永町字向山、字間之田、字内之坪及び字外川、西富田町字中島、字京田、字大宮田、字三十六、字六反田、字上部田及び字宮ノ前、富田栄町、大字茂福字丸之内及び字坪之内、別名四丁目及び六丁目、緑が丘町、山手町、大字羽津字岡山、字豊広新田、字新起及び字里北、羽津中二丁目、八田一丁目、垂坂町字郷谷、東坂部町字高田、字久々見、字貝野及び字一ノ谷、小杉町字西浦及び字笹山、大字東阿倉川字北出口、大字西阿倉川字北山及び字西山、万古町、坂部が丘一丁目、四丁目及び五丁目、みゆきが丘二丁目並びに尾平町字永代寺及び字谷田において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、保々南土地改良区の新規土地改良事業（団体営かんがい排水事業中野第2期地区）を平成9年10月21日認可した。

平成 9 年 10 月 28 日

三重県知事 北 川 正 恭

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成 9 年 10 月 28 日

三重県知事 北 川 正 恭

1 区域及び期間

(1) 区域

桑名郡多度町、員弁郡員弁町、三重郡菰野町、多気郡明和町、伊勢市、鳥羽市、度会郡二見町の区域に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部森林整備課、北勢県民局四日市農林事務所、松阪地方県民局松阪農林事務所及び南勢志摩県民局伊勢農林水産事務所並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成9年11月17日から平成10年3月25日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐採してはく皮し、松くい虫の付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に定める区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する県民局農林(水産)事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する県民局農林(水産)事務所長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成9年10月28日

三重県知事 北川正恭

1 区域及び期間

(1) 区域

三重郡菟野町の区域に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部森林整備課及び北勢県民局四日市農林事務所並びに町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成9年11月17日から平成10年3月25日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む)すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に定める区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さは6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。
- (3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する県民局農林(水産)事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する県民局農林(水産)事務所長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、三重県都市計画公聴会を次のとおり開催する。

平成9年10月28日

三重県知事 北川正恭

- 1 日時及び場所
平成9年12月14日(日)午後2時から
(開場 午後1時30分)
伊勢市立港中学校体育館
(伊勢市竹ヶ鼻町100番地)
- 2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
都市計画法第18条第1項の規定による伊勢都市計画及び明和都市計画下水道の決定について
当該案は、三重県土木部都市住宅計画課並びに伊勢土木事務所、伊勢市建設部下水道課、小俣町下水道課、明和町生活環境課、玉城町都市計画課、二見町下水道課及び御園村建設課において縦覧に供する。
- 3 申出の方法
公聴会で意見を述べようとする者は、三重県都市計画公聴会規則(昭和54年三重県規則第36号)第4条に規定する都市計画面意見申出書により申し出ること。
- 4 公述人の資格
都市計画面に係る地域の住民その他の利害関係者に限る。
- 5 申出期限
平成9年12月1日(郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とする。)
- 6 公述人の指定及び通知
申し出た者のうちから知事が指定し、通知する。
- 7 公聴会についての問合せ先
三重県土木部都市住宅計画課 電話059-224-2718
- 8 その他
公述申込期限までに公述の申出がない場合には、公聴会は開催しない。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成9年10月28日

三重県知事 北川正恭

1 都市計画の種類

四日市都市計画道路

3・2・3号富田山城線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

三重県土木部都市住宅計画課及び四日市市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 9 年 10 月 28 日から同年 11 月 11 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成 9 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

3・4・16号秋葉山高向線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

三重県土木部都市住宅計画課、伊勢市建設部都市計画課及び御薮村建設課

4 縦覧期間

平成 9 年 10 月 28 日から同年 11 月 11 日まで

上野市上野北部土地区画整理組合理事長から次のとおり理事が死亡した旨の届出があった。

平成 9 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

氏 名 住 所

服 部 圭 一 上野市農人町 530 番地

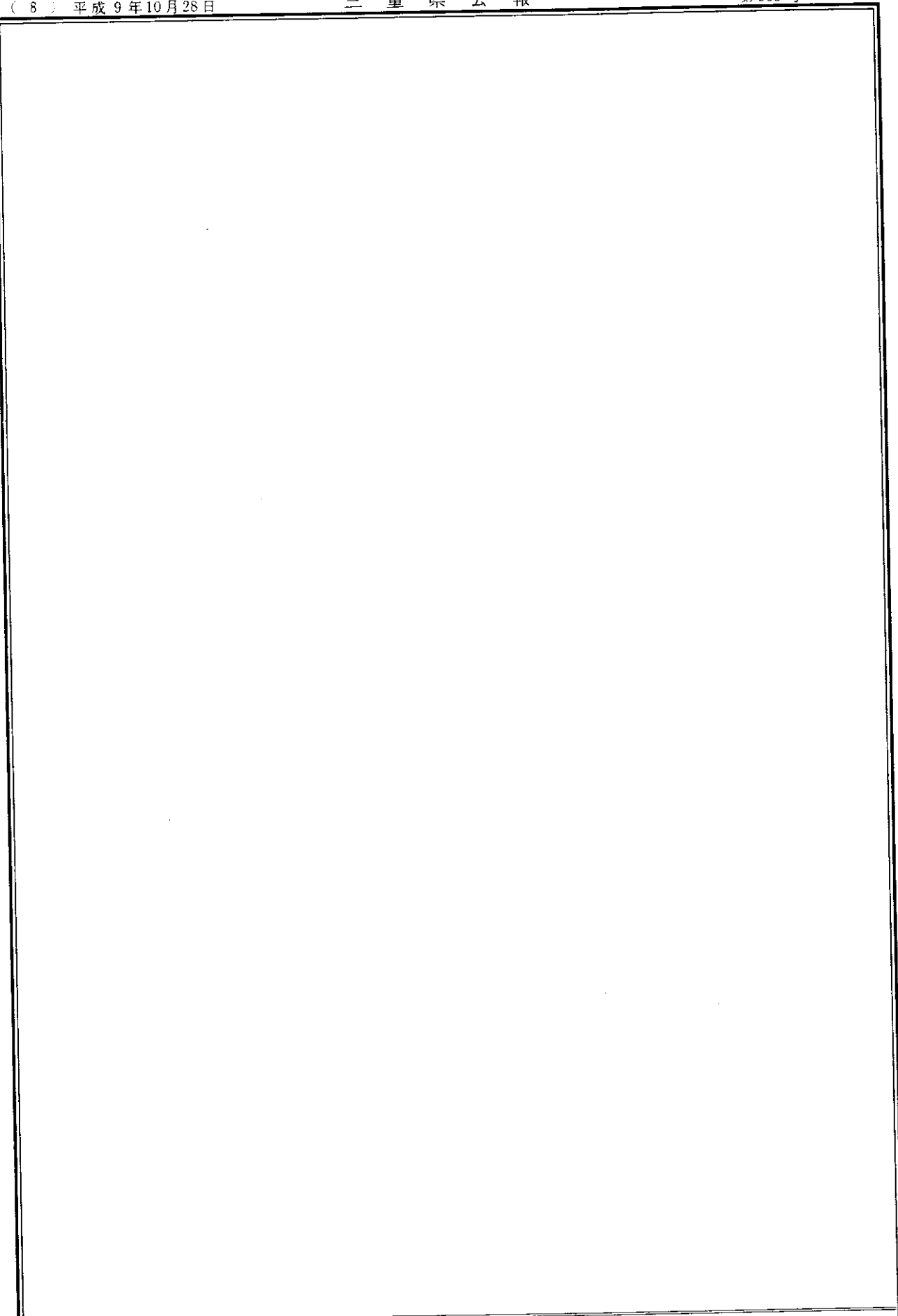
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条及び附則第 4 項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 9 年 10 月 28 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 9 年 9 月 29 日	鈴鹿市北若松町字浜ノ田 368-6 ほか 39 筆	東大阪市俊徳町 4 丁目 5-26 日研ハウス工業株式会社 代表取締役 中 塚 光 三
平成 9 年 9 月 29 日	鈴鹿市秋永町字蔵久 656-3	鈴鹿市東磯山 3 丁目 6-5 町 谷 光 洋 町 谷 嘉 彦
平成 9 年 10 月 1 日	亀山市川崎町字貢 1588 ほか 1 筆	四日市市生桑町 328 木下建設株式会社 代表取締役 木 下 吉 一
平成 9 年 10 月 2 日	鈴鹿市中瀬古町字松山 429-2 ほか 3 筆	鈴鹿市中瀬古町 544 小 川 哲 司
平成 9 年 10 月 3 日	鈴鹿市平田本町 2 丁目 1406-1 ほか 1 筆	鈴鹿市平田本町 1 丁目 7-11 山 中 橋 雄

平成 9 年 10 月 6 日	鈴鹿市東庄内町字吹ノ川 4071-2	四日市市朝明町 2528-92 辻 名 里 子 四日市市西松本町 10-9 伊 藤 孝
平成 9 年 10 月 7 日	鈴鹿市国分町字上新田 515-3 ほか 1 筆	亀山市みどり町 17-3 原 田 康 夫 原 田 美 香
平成 9 年 10 月 9 日	鈴鹿市中富田町字塚田 383-1 ほか 2 筆	鈴鹿市中富田町 380 谷 川 卓 矢
平成 9 年 10 月 7 日	伊勢市桜木町字西裏 53-4 ほか 2 筆	伊勢市桜木町 53-4 大 田 喜 朗



毎 週 火、金 曜 日 発 行

購 読 料 (送 料 共) 1 箇 月 2.700 円

1 箇 年 32.400 円

平 成 9 年 10 月 28 日 印 刷 発 行

津 市 広 明 町 13 番 地

三

重

県

印 刷 三 重 県 総 務 部 行 政 管 理 課